

平成23年度「地球温暖化防止月間」及び「大気汚染防止推進月間」実施要領

1 趣 旨

「地球温暖化防止月間」は、平成9年12月に開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された京都議定書を受け、政府が平成10年6月に決定した「地球温暖化対策推進大綱」において、国民各層の温暖化防止への取組を促すために、平成10年度に創設されたものである。

また、「大気汚染防止推進月間」は、冬季が自動車交通量や暖房機器の使用が増えることに加え、大気が安定して汚染物質が拡散しにくい気象条件が重なり、大気汚染物質の濃度が一年のうちで最も高くなる傾向にあるため、平成3年度に国において定められたものである。

本県では、平成17年1月に「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、様々な分野の対策を進めるとともに、平成19年度からは、「あいちエコチャレンジ21」を統一標語に、県民一人ひとりにエコライフの実践を呼びかける県民運動を展開している。

こうした取組を推進するため、「地球温暖化防止月間」及び「大気汚染防止推進月間」である12月に、県民、事業者等を対象として地球温暖化対策及び冬季における大気汚染防止対策に資する各種施策を関係機関と協力して幅広くかつ重点的に実施する。

2 期 間

平成23年12月1日から平成23年12月31日まで

3 協力機関

[行政機関等]

中部経済産業局、中部運輸局、中部地方整備局、県内市町村、愛知県市長会、愛知県町村会

[関係団体等]

名古屋港管理組合、名古屋高速道路公社、社団法人中部経済連合会、名古屋商工会議所、社団法人愛知県自動車会議所、社団法人愛知県トラック協会、社団法人愛知県バス協会、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、愛知県タクシー協会、社団法人日本陸送協会中部支部、社団法人愛知県家用自動車協会、社団法人愛知ビルメンテナンス協会、社団法人日本ボイラ協会愛知支部、社団法人日本チェーンストア協会中部支部、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、東海旅客鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社、あいち環境づくり推進協議会、愛知県省資源・省エネルギー推進協議会、愛知県地球温暖化防止活動推進センター

4 主な事業

(1) 地球温暖化防止及び大気汚染防止対策の実施要請

地球温暖化防止及び大気汚染防止に資するため、工場・事業場、関係団体等に対して次に示す各種対策の実施を要請する。

ア 工場・事業場関係

- ① 設備・機器等の省エネルギーの徹底
- ② 適切な燃焼管理の徹底
- ③ 良質燃料の積極的な使用
- ④ 暖房温度の適正化
- ⑤ エレベーターの一時休止、照明のこまめな消灯の徹底
- ⑥ 計画的な運行による入出荷貨物自動車台数の抑制
- ⑦ アイドリングストップを始めとしたエコドライブの励行
- ⑧ 空ぶかし・急発進・急加速の防止、貨物自動車の過積載防止の徹底

- ⑨ 相乗りの励行や公共交通機関の利用促進による通勤用自家用自動車等の使用自粛
 - ⑩ 自動車の定期的点検整備（適正なタイヤ空気圧等）の徹底
 - ⑪ 環境に優しい自動車の使用・利用
- なお、詳細は別紙１のとおり。

イ 輸送関係

- ① 自動車の定期的点検整備（適正なタイヤ空気圧等）の実施
 - ② 計画的な運行による物資輸送の効率化
 - ③ アイドリングストップを始めとしたエコドライブの励行
 - ④ 空ぶかし・急発進・急加速の防止、貨物自動車の過積載防止の徹底
 - ⑤ 暖房温度の適正化
 - ⑥ 相乗りの励行や公共交通機関の利用促進による通勤用自家用自動車等の使用自粛
 - ⑦ 迷惑駐車の手止
 - ⑧ 環境に優しい自動車の使用・利用
- なお、詳細は別紙２のとおり。

ウ 家庭

「あいちエコチャレンジ２１」県民運動のエコライフ実践
なお、詳細は別紙３のとおり。

(2) 工場・事業場に対する重点立入指導

工場・事業場に対する立入検査を重点的に行い、大気汚染物質の一層の排出量削減を指導するとともに、地球温暖化対策計画書に基づく省エネルギーの推進等による温室効果ガスの排出抑制の協力を求める。

(3) 地球温暖化防止及び大気汚染防止に関する各種啓発活動の実施

- ア 啓発用パネルの展示
県庁地下通路などで、啓発用パネルを展示する。
- イ 懸垂幕の掲示
県庁西庁舎エントランスに、懸垂幕を掲示する。
- ウ 広報紙等への啓発記事の掲載
地球温暖化防止、大気汚染防止を呼び掛けるための記事を、各市町村及び関係機関の広報紙等に掲載する。
- エ 県庁庁内放送による啓発
庁内放送を通じて、地球温暖化防止及び大気汚染防止について職員、来庁者に呼び掛ける。
- オ ラジオ等公共放送による啓発
ラジオ等公共放送を通じて、地球温暖化防止及び大気汚染防止について県民に呼び掛ける。
- カ 県広報媒体による啓発
県の各種広報媒体を通じて、地球温暖化防止及び大気汚染防止について県民に呼び掛ける。

地球温暖化防止及び大気汚染防止対策（工場・事業場関係）

1 設備・機器等の省エネルギーの徹底

工場内設備のきめ細かな運転管理や事業活動の合理化により稼働時間を削減し、工場内機器は適切な容量や能力を持つ省エネ型のものを使用するとともに、不要時はこまめに電源を切るなど、省資源・省エネルギーに努める。

2 適切な燃焼管理の徹底

ボイラー等ばい煙発生施設について、燃料使用量、空気比、燃焼温度等を点検の上、燃焼管理を適正に行う。

3 良質燃料の積極的な使用

ボイラー等ばい煙発生施設において使用する燃料については、できるだけ硫黄分の少ない良質な燃料を使用する。

4 暖房温度の適正化

暖房温度を適正（室温は19℃以下）に設定し、過度な暖房を避ける。

5 エレベーターの一時休止、照明のこまめな消灯の徹底

事務所等において、エレベーターや照明を昼休み等の使用しない時に休止、消灯して調節をする。

6 計画的な運行による入出荷貨物自動車台数の抑制

工場・事業場に入出入りする貨物自動車等については、計画的な入出荷の合理化等により運行台数の抑制に努める。

7 アイドリングストップを始めとしたエコドライブの励行

工場・事業場に入出入りする貨物自動車について、アイドリングは最小限にし、貨物の積みおろしのときには、必ずエンジンを停止する。

また、自動車の運転時には、ふんわりアクセルや早めのアクセルオフ、車間距離を空けて加減速の少ない運転を実施する。

8 空ぶかし・急発進・急加速の防止、貨物自動車の過積載防止の徹底

通勤用・業務用の自家用自動車の使用については、空ぶかし・急発進・急加速をしないとともに、工場・事業場に入出入りする貨物自動車等については、過積載防止を徹底する。

9 相乗りの励行や公共交通機関の利用促進による通勤用等自家用自動車の使用自粛

通勤用・業務用の自家用自動車の使用については、相乗りの励行や公共交通機関の利用促進により、できるだけ自粛する。

10 自動車の定期的点検整備（適正なタイヤ空気圧等）の徹底

自動車を運転する前には適正なタイヤ空気圧等の運行前点検を徹底するとともに、定期的な整備や点検を実施する。

11 環境に優しい自動車の使用・利用

業務用自動車の導入・使用や、運送の委託、物品の購入等に当たっては、エコカーの積極的な使用・利用に努める。また、自動車NOx・PM法の排出ガス基準に適合しない車は、使用・利用しないように努める。

地球温暖化防止及び大気汚染防止対策（輸送関係）

1 暖房温度の適正化

事業所において暖房温度を適正に設定（室温は19℃以下）し、過度な暖房を避ける。

2 自動車の定期的点検整備（適正なタイヤ空気圧等）の徹底

自動車を運転する前には適正なタイヤ空気圧等の運行前点検を徹底するとともに、定期的な整備や点検を実施する。

3 計画的な運行による物資輸送の効率化

物流を合理化し、計画的な入出荷貨物自動車の台数抑制に努める。

4 アイドリングストップを始めとしたエコドライブの励行

アイドリングは最小限にし、荷物の積みおろしのときには、必ずエンジンを停止する。

また、運転時には、ふんわりアクセルや早めのアクセルオフ、車間距離を空けて加減速の少ない運転を実施する。

5 空ぶかし・急発進・急加速の防止、貨物自動車の過積載防止の徹底

通勤用・業務用の自家用自動車の使用については、空ぶかし・急発進・急加速をしないととも、事業所における貨物自動車等については、過積載防止を徹底する。

6 相乗りの励行や公共交通機関の利用促進による通勤用等自家用自動車の使用自粛

通勤用の自家用自動車の使用については、相乗りの励行や公共交通機関の利用促進により、できるだけ自粛する。

7 迷惑駐車 of 自粛

路上駐車は、一時的であっても円滑な交通の妨げになるため、路上での貨物の積みおろしなどはやめる。

8 環境に優しい自動車の使用・利用

業務用自動車の導入・使用や、運送の委託、物品の購入等に当たっては、エコカーの積極的な使用・利用に努める。また、自動車NOx・PM法の排出ガス基準に適合しない車は、使用・利用しないように努める。